

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規） のうち、特用林産振興施設等の整備＞

【平成25年度概算決定額 1, 6 1 2, 1 6 4（0）千円の内数】

事業のポイント

きのこ、竹、山菜、木炭など特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備に対して支援を行い、地域の特性に応じた生産・供給体制を確立します。

（特用林産物を巡る現状）

- ・特用林産物の主要品目であるきのこ類について、食料・農業・農村基本計画における目標値（平成32年度：49万トン）に向けた生産量の増加が必要です。
主要10品目の生産量 380千t（H13）→469千t（H23）
- ・竹材の消費量、生産量ともに減少傾向で、手入れ不足の竹林の増加や竹の造林地への侵入が問題となっており、竹林の利用拡大が重要となっています。
竹材の生産量 1,860千束（H13）→1,181千束（H23）
- ・山村地域の貴重な収入源である特用林産物の生産量が減少しています。
木炭：63千t（H13）→31千t（H23） 木ろう：91t（H13）→16t（H23）
- ・原発事故の影響により、きのこ類及び山菜類で168市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成24年12月14日現在）。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）
→472千トン（平成27年）

＜内容＞

1 特用林産物生産基盤整備

- (1) 乾しいたけなど原木しいたけ生産の回復増強を図るための原木林の改良、ほだ場、給排水施設、作業道等生産基盤、特用林産物獣害対策施設の整備を支援します。
- (2) 伝統的な食材、健康、天然志向等消費者の多様な関心に対応した山菜やきのこの発生環境の整備、未利用竹林や木炭、うるし等の生産体制を強化するための原木林の改良等を支援します。

2 特用林産物生産・加工・流通施設整備

- (1) 原木栽培から施設栽培への転換、生産・加工・流通作業の効率化、きのこ栽培への新規参入等に資する施設の整備を支援します。
- (2) 木炭や竹の新たな用途に供する資材の繊維化や高温炭化及び山菜等の生産・販売体制を活性化させるための施設の整備を支援します。

＜交付率＞

定額（1／2）

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、農業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等の出資する法人等

＜事業実施期間＞

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]